

## さいたま市告示第529号

さいたま市岩槻人形博物館受付・監視等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 業務名

さいたま市岩槻人形博物館受付・監視等業務

### 2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 日本環境マネジメント株式会社
- (2) 住所又は事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1

### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月24日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月24日

### 5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- (1) 使用料
- (2) 物品売払代金

### 7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館管理係
- (2) 電話 048(749)0222